

障がい福祉サービス等情報公表制度について

2018年(平成30年)4月1日, 利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として, 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において, ①事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告することを求めるとともに, ②都道府県等が報告された内容を公表する仕組み = **情報公表制度**を創設。



実施要綱：本市ホームページに掲載

トップページ> 担当部署でさがす> 障がい福祉課> 2022年度(令和4年度)障がい福祉サービス等情報公開制度実施要綱について

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/191560.html>

※ログインIDを忘れた場合や差戻しの手続きが必要な場合は, 障がい福祉課事業者指定・指導担当(084-928-1261)までご連絡ください。

申請書等の押印省略

2022年（令和4年）4月から一部様式を除き押印を廃止

※引続き押印必要なもの・・・○誓約書, ○実務経験証明書

障害福祉サービス経験者

2021年（令和3年）3月31日以前に指定を受けている障害児通所支援事業所は
2023年（令和5年）3月31日まで障害福祉サービス経験者を基準の員数に加える
ことができる

→2023年（令和5年）4月1日からは基準の員数には含まれない

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について

基礎研修及び実践研修を経てサビ管・児発管として勤務できます。
(ただし経過措置あり)

○2021年（令和3年）度末まで
2021年（令和3年）度末までに基礎研修を修了した者に限り、
基礎研修受講に必要な実務年数+2年の実務年数を満たす場合、基礎研修終了日
から3年間はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としてみなし配置
が可能（基礎研修終了日から3年以内に2年以上の実務を経て実践研修を受講す
ること）



○2022年（令和4年）度から
2022年（令和4年）度以降に基礎研修を修了した者は、基礎研修終了後2年以上の
実務を経て実践研修受講可能
※基礎研修受講前の実務年数は合算できない

※要件や更新等につきましては、広島県のHP等をご覧ください

身体拘束等の適正化

対象：全サービス（就労定着支援，自立生活援助を除く）

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

身体拘束等の適正化

対象：全サービス（就労定着支援，自立生活援助を除く）

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（身体拘束等の禁止）

第4条 条例第36条の2第3項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、
身体拘束廃止未実施減算あり。（2023年（令和5年）4月から適用）

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(衛生管理等)

第35条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

2024年(令和6年)3月31日まで経過措置

第35条(略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じるよう努めなければならない。

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（衛生管理等）

第3条 条例第35条第3項、第73条第2項及び第92条第2項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該指定居宅介護事業所、当該指定療養介護事業所又は当該指定生活介護事業所（以下単に「事業所」という。）における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

具体的内容

- 委員会：感染症対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成。おおむね6月に一回以上開催。他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営も可
- 研修及び訓練：年一回以上の開催

※ 2024年（令和6年）3月31日まで努力義務

業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※「業務継続計画」

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照のうえ、策定。

※ 2024年（令和6年）3月31日まで経過措置により努力義務

虐待防止の推進

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

虐待防止の推進

対象：全サービス

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 施行規則

（虐待の防止）

第5条 条例第41条の2に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

受講報告をお願いします

- ▶ この研修を受講していただきました事業所名，受講者数などを確認させていただくためのものです。必ずご回答いただきますようお願いいたします。
- ▶ 回答期限：2022年7月15日（金）
- ▶ 所要時間：3分程度
- ▶ URL：<https://forms.office.com/r/ijeX3Pvmcq>

- ▶ QRコード

